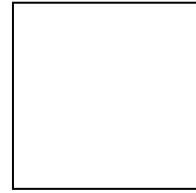


2006 年度秋学期憲法演習課題メモ

第 11 回 裁判所

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_



実質的意味の司法権

客観訴訟

司法権の限界

実質的証拠法則

司法権の独立

司法の民主的統制

付随的違憲審査制

憲法優位説

違憲判決の効力

## 第 11 回 予習のポイント

- 1 . 司法権と違憲審査権の概念を定義したうえで、両者の関係について、説明せよ。
- 2 . **板まんだら事件(最判昭和 56 年 4 月 7 日民集 35 卷 3 号 443 頁)**の最高裁判決を読み、司法権の対象について、説明せよ。
- 3 . 裁判所は、裁判所法 3 条にいう「法律上の争訟」に該当しないものについては、一切、裁判をすることができないのか。
- 4 . 法律上の争訟の概念と裁判所が審査できない紛争との関係について、論ぜよ。

5. **警察法改正無効訴訟**において、原告Xは、地方自治法 243 条の 2（住民訴訟）に基づき、国会における議決の成否などを争ったが、それはどのような論理構成によるものか。
  
6. **警察法改正無効訴訟**の最高裁判決の判示事項を大きく 2 つに大別すると、どのようにまとめられるか。
  
7. もし、**警察予備隊違憲訴訟（最大判昭和 27 年 10 月 8 日民集 6 巻 9 号 783 頁）**について、「なお、念のため云々」などとして、最高裁判所が、警察予備隊（のちの自衛隊）の合憲性ないし日本国憲法 9 条の解釈について、判断を示したとすると、それにはどのような意義があると考えられるか。
  
8. **富山大学事件（最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 巻 2 号 234 頁）**の最高裁判決を読んだうえで、いわゆる「部分社会の法理」について説明せよ。また、その法理は妥当か。